

安樂川村文書Ⅰ目録

(那賀郡桃山町)

目次

解題

1 伝来と受け入れの経緯	36
2 安楽川村と大字元地区について	36
①那賀郡元村の成立まで	37
②戸長役場と元村	37
③那賀郡安楽川村の成立以降	38
④元地区の小字名	38
⑤村内神社	38
3 津田正朔と津田家について	39
津田雄三郎	
津田正朔について	40
4 文書群の概要について（Ⅰ・Ⅱ総合）	40
5 文書群の特色について（安楽川村文書Ⅰ）	40
元村・元地区の運営と文書について	
元村村会について	
貸麦制度	
6 目録上の項目編成について（安楽川村文書Ⅰ）	43
7 文書の整理と状態について（安楽川村文書Ⅰ）	45
8 その他文書・参考文献	46
目録（安楽川村文書Ⅰ）	
明治五年以前文書	48
宗旨人別送り・小入用	

近現代村文書

一、元村・同地区関係文書

（小路・加和村含む。「村」文書）

①戸籍	48
②土地	49
③税（戸数割賦課、その他賦課・納め）	51
④村会	54
⑤村費（明細・決算、賦課）	56
⑥救恤（貸麦、軍人家族保護）	57
⑦水利（井入費、大涌）	60
⑧普請（道路、会所、その他）	61
⑨その他（評議員・協議員、小作請負、経済）	61
⑩学事	62
⑪神社	62
二、明治一七年以前の戸長役場文書（元村・市場村組合含）	62
税・戸長会	
三、明治一七年以降の戸長役場文書（九ヶ村聯合戸長役場）	63
聯合村会	
四、安楽川村役場文書（明治二二年以降）	63
通牒・税・復員者調査	
五、その他文書	63
安楽川村奨武会	
六、伝来・分類不明文書	63

安楽川村文書解題

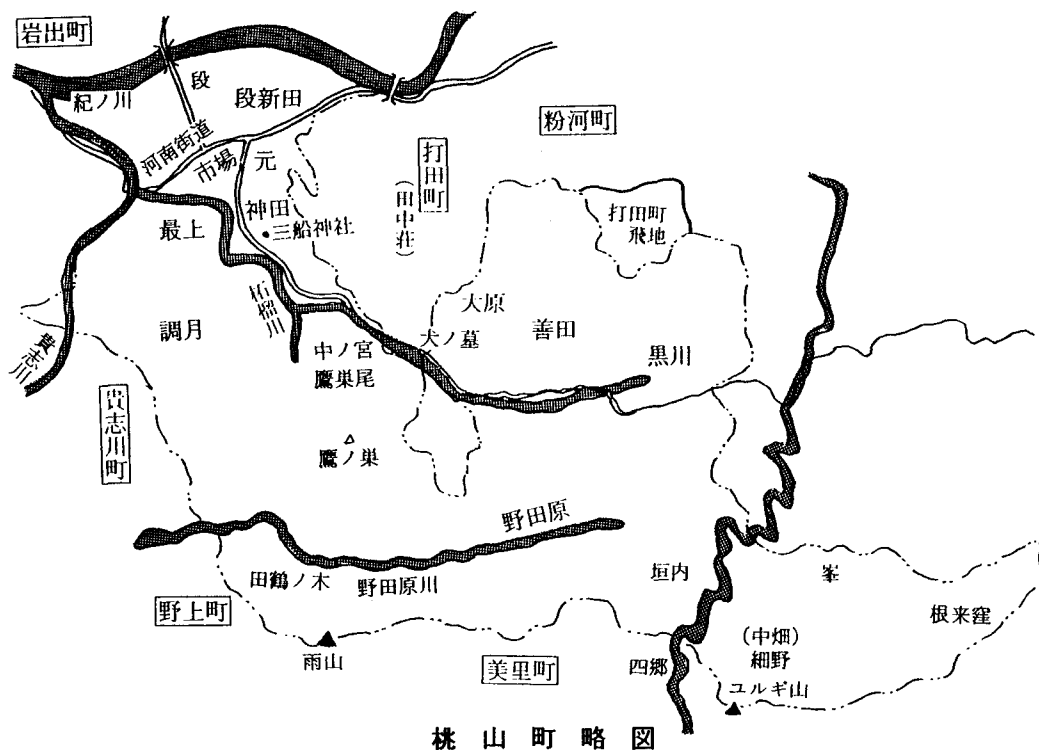
1 伝来と受け入れの経緯

安楽川村文書は、平成六年三月および同年十二月に当館が古書店より購入した旧那賀郡元村と町村制後の安楽川村に関する文書計三八四点の総称である。これは、この群を形成する文書の多くが、明治大正期の那賀郡安楽川村と、その大字である元地区（明治十一年以前は小路村・加和村、以後明治22年までは元村）の村政や役場に関する文書であるため、便宜上文書館で付した総称である。

この文書群は、同一古書店から二度にわたって購入した二つの文書群によって構成されている。内容や販売時期から考えると、元は一文書群であったと思われるが、元の所蔵者や古書店に入る前の経緯が全くわからないため、文書整理はもとより、保存、目録への掲載など（この解題以外は）、当館では別のものとしてあつかっている。ここでは、まず先に購入した文書群を「安楽川村文書Ⅰ」（一九九三点）とし、後に購入した文書群を「安楽川村文書Ⅱ」（一九九一点）として紹介、掲載する。

2 安楽川村と大字元地区について

安楽川村は、古代の荒川郷・荒川荘以来のこの地域の呼称「安楽川」よりついた村名で、地域は中世荒川荘の中心的部分を占める。荒川荘は平安期に宇治平等院領であったのを鳥羽上皇に寄進され、上皇の没後皇后美福門院が領有したが、平治元（一一五九）年に高野山に寄進された荘園である。その後隣りの田中荘との境界争論・同荘預所の侵略と焼き討ち、悪党の乱入など紆余曲折をへて天正一九（一五九二）



年には太閤検地がおこなわれ豊臣秀吉の支配となった。この検地によると荒川荘総反別二二〇町・総石高二五〇〇石。この翌年秀吉から改めて高野山寺領として安堵され、再び近世を通じて高野山領となった。そして「近世村落」となってからも、全荘レベルの宮座（三船神社）や「村」組織は、中世以来の伝統を踏襲する形であった。中世安楽川荘に関しては、『高野山文書』などによりその存在は早くから知られ、研究されている。

① 那賀郡元村の成立まで

安楽川村大字元は、現在紀ノ川南岸・貴志川の東側の和歌山県那賀郡桃山町元地区にあたる。北は同町段新田・段地区、西は同市場地区、南は同神田地区とそこを流れる柘榴川、東には打田町最初が峰からの山地がひろがる。元地区（元村）の中世高野寺莊園時の詳しい様子はわからないが、近世には南が加（賀）和村・北が小路村の二村に分かれていた。領有は高野山支配、その内加和村が青巖寺領五七一石七斗五升余・六六軒一九八人（この数字は天保期、以下同）、小路村が修理領二二四石八斗余と碩学寺領一〇〇石にわかれ（村では東組・西組と呼んでいた（文書Ⅰ―102他））、それぞれに庄屋・年寄など村役人がおかれていた。しかし領有地は互いに入り組んでいたという。八四軒二三人。

明治二（一八六九）年の版籍奉還後高野山領は堺県所属となるが、翌三年には五條県所属に移り、翌四年には和歌山県所属となる。以後所属は現在まで変化しない。しかし地域の行政区画・支配体制はこの後も変化する。明治五年大区小区制実施により、両村は第三大区五小区に所属、従来の庄屋・年寄は廃止され、官選の戸長・副戸長が村ごとにおかれた。また、「村」としては明治一一（一八七八）年に加和村と小路村が合併して「元村」が成立する。以後この地区は元とい

う呼称で呼ばれることとなる。

② 戸長役場と元村

元村成立後、明治二二（一八八九）年の町村制実施までは「村」自体に変化はないが、地域支配体制は変遷する。まず翌明治一二年には大区小区制が廃止され、一八郡の新たな行政区画が定められ、町・村はその行政上での末端機関とされることとなった。各郡の下一ノ教町村に一戸長役場が設置され、公選の戸長一名が就任した。那賀郡のもとは元村は、西隣の市場村と組合村となり、一戸長役場が設置されている（当時の戸長には市場村の津田作之丞が就任した）。その後明治一五年の戸長管区の改正により、一村一戸長（公選）となったため、元村は単独で戸長役場を設置し、同村在住の津田正朔を戸長とした。その後明治一七（一八八四）年には戸長管区の改正で、近隣九ヶ村（段新村・段新田村・市場村・元村・最上村・神田村・大原村・善田村・黒川村）が連合で一区となり、そこに一戸長役場・官選戸長一名が置か

表1 村と所属の変遷

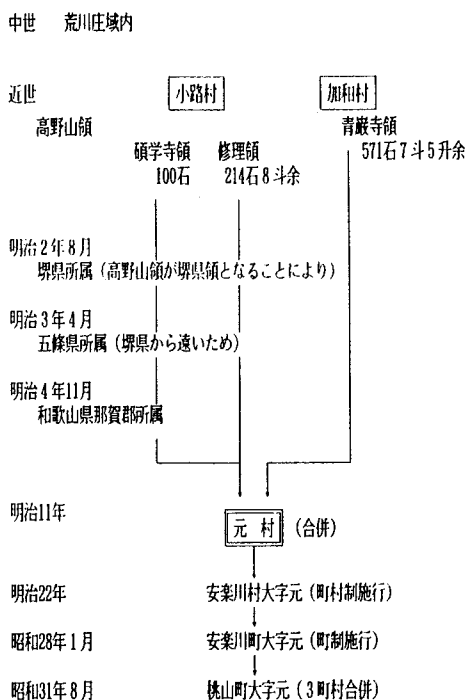
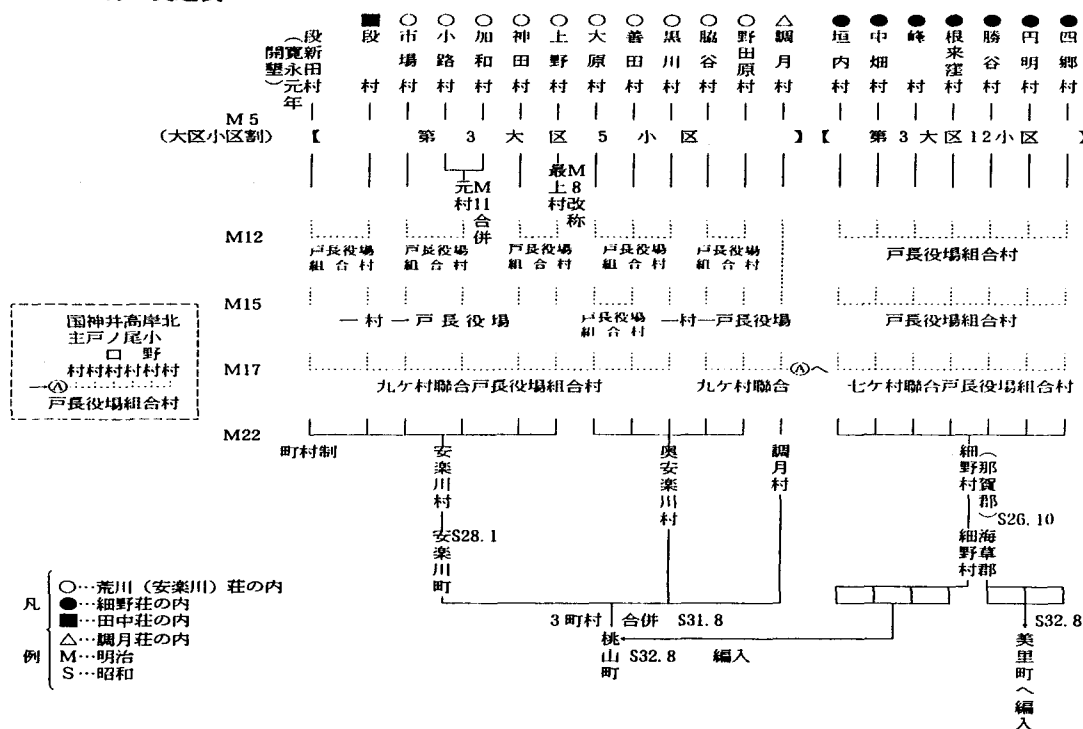


表2 村の変遷表



れたので、元村戸長役場は廃止となる。

③ 那賀郡安楽川村の成立以降

明治一一年の元村成立以降、区や戸長役場のありかたに変化はあったが、行政上の末端の「村」として元村は存在した。しかし明治二二年の町村制施行により段村・段新田村・市場村・元村・神田村・最上村の六ヶ村をあわせて安楽川村一村となったので、旧元村はその一大字となった。しかし元村が大字元となった後も、旧村時代からの大字内のまとまりや役割の多くは地区内に残り、第二次世界大戦終了までは、それ以前同様の地区運営もなされていく。その様子は、この文書群中にも多く現れている。

その後昭和二八年には町制施行で那賀郡安楽川町大字元、昭和三十一年には三町村合併(安楽川町・奥安楽川村・調月村)により那賀郡桃山町大字元となり、現在に至っている。

④ 元地区の小字名

元地区では、文書内に現れる小字名が、現在も残っているのここにあげる。特に土地関係の文書には、小字別に書かれているものが多い。

山崎・上嶋・涌田・高関・家治戸・中田・小路・東嶋・柳原・四尺谷・白岩・高坊・加和・妙見

⑤ 村内寺社

現在元地区に寺社は無いが、昔は寺院や神社が多くあった。『紀伊続風土記』(天保一〇〔一八三九〕年編)によると、小路村には矢田寺・宝性寺・薬師寺・常楽寺などがあり、加和村には阿弥陀寺・不動寺・廃正応寺などの名が見える。また、小路村には加和村との氏神である住吉神社があったが、明治四二年に神田村の三船神社に合祀された。

3 津田正朔と津田家について

この文書群はほとんどが村や役場関連の文書で構成されているが、これには元村の津田氏が深く関与している。現存文書によると、元村の津田家は近世元地区では村役人などを勤めてはいない。地域の古老によると、この津田家は「御戸城の与太」と呼ばれる家であった。与太とは、三船神社またはその祭祀に関する職名であるが、具体的にどのような役目をおっていたのかは伝わっていない。この三船神社へ行く道を御戸城坂と呼ぶことから、当家は神社のある神田村の御戸城坂付近に居住していたとも考えられる。その後いつからか小路村へ移り住んだという。しかしこの文書群中には、津田家が小路村に住んでいた事を示す史料は無い。また、時期はさだかではないが、津田家は加和村の旧役人の屋敷を買い取って移り住んだということである。

津田雄三郎

この文書群中、近世末期から近代初期文書に登場する当主は、加和村の津田雄三郎である。『安楽川村郷土誌』（8の参考文献の項参照）によると、雄三郎は市場村の津田家の子であり、明治初年には地士か、または名字帯刀人であったという。史料不足のため「御戸城の与太」の元村津田家と市場村の高野山地士津田家の関係があまり明確ではない。ともあれ近世に雄三郎は地域でどんな役割をはたしていたのかはわからないが、近世末期に高野山に何度か滞在しているので、領有者側（高野山）と村との間で、なんらかの役割をはたしていたのかもしれない（文書Ⅱ-1はか）。はっきり何らかの役目が登場するのは、明治に入ってからのことである。明治六（一八七三）年第三大区四小区・五小区・六小区の道路の検査を区役所から命じられている。当時的那賀郡では、大区の区長は欠員として置かれず、数小区長を一名が兼務していた。第三大区四小区・五小区・六小区は一兼務地であった

ので、検査範囲が三つの小区にまたがるのであるが、雄三郎は区からこのような仕事を任命される立場にあった。次に明治七年三月には「第三大区五小区安楽川井堰取締役」に任命されている。段新田村の東端で紀ノ川から取水する堰は安楽川井堰と呼ばれ、市場・元・神田をはじめとする数ヶ村掛かりの用水井堰であった。応永年間（一三九四～一四二八年）にはすでに開削されていた。近世には高野山が普請料を下していたのだが、近代に和歌山県所屬となつてからは、官費補助三等箇所となった。その頃に津田雄三郎がこの役目に任じられたのである。この他明治九年には、同六年に設置された加和小学校の学校世話係も勤めている。そして明治一二（一八七九）年からは、この年から開かれた元村村会の議員を三年間勤めている。元村村会は、明治一二年の第一回から明治一六年の第五回までの史料が残っているが（文書Ⅰ-13～40）、この時期村会議員歴任者一八人（定員は一三人。表4参照）のほとんどが近世末には村役人や地士・苗字帯刀人であった。また、当時の各家の等級割りでも村会議員は村内で上位等級の家の出身者であったが、その中でも津田氏は二等の下（明治一二年）で、議員中二・三番の資産家であった。明治になってからこれだけのことを勤めているのだから、近世にも当家はやはり地域でなんらかの役割を果たしていたのであろう。

津田正朔について

津田雄三郎は明治一五（一八八二）年には村会議員の職を退いている。それにかわつて息子子の津田正朔が同年の戸長管区の改正により、元村の戸長に選ばれている（公選）。正朔は安政二（一八五五）年に生れ、明治九年に教員伝習所に入學（加和村阿弥陀寺に同年県により設置された）し、卒業後加和小学の訓導となった。その後明治一五年から同一七年まで元村戸長を勤めた。しかし明治一七年の戸長管区改

正で近隣九ヶ村で一戸長（官選）を置くことになり戸長職を辞す。その後明治二年には戸長の病氣により戸長代理を四週間勤めている（文書Ⅱ-72）ので、この戸長役場時代にも役場で何らかの仕事についていたと考えられる。明治二二（一八八九）年の安楽川村成立後明治二四年までは助役を勤め、そして二四年一月二四日からは安楽川村村長となった。私生活では翌二五年一〇月に家督相続をしている。

明治二八（一八九五）年一月まで四年間村長をつとめた後一年間あけて、翌二九年一〇月から大正元（一九一二年）一月まで再度村長となり、通算五期二〇年間村長の職にあった。その後は大正二年より同一四年まで村会議員をつとめている。明治から大正という近代町村確立期という重要な時期に、戸長・村長として地域をあずかった正朔の業績は大変なものである。それは、この文書群の多くの文書にもあらわれている。

4 文書群の概要について（Ⅰ、Ⅱ総合）

この文書群は、大きく分けると三つに分けられる。まず、Ⅰいわゆる「村」の文書で、近世からの小路・加和村時代からその合併した元村、明治二二年以降の大字元（つまり元地区）に関する「村」としての文書で、区有文書性格を有する。ただし、話がややこしくなるが、明治一五年から同一七年までは、戸長役場が「村」単位に設置されていたので、（戸長役場としての文書は役場文書となるが、）この時代の村会関係文書などは、厳密には役場ではなく「村」に関するものである。この中に含まれることとなる。Ⅱ次で「役場」文書がある。これは数種の役所・戸長役場・安楽川村役場の文書で、実はⅠの文書との区別が難しい文書もあるが、ここでは、役場自体の文書と考えられるものだけをここに入れる。Ⅲ最後に、村会議員や戸長・村長を勤

めていた津田家に関する文書が少数ある。

このように三つのまとまりに分けると、安楽川村文書ⅠとⅡでは、あきらかにその構成文書の性格が違うのがわかる。Ⅰは元村・元地区に関する文書が圧倒的に多く、Ⅱは役所・役場文書が中心となっている。

※ 以上安楽川村文書Ⅰ、Ⅱ総合解題。以下では「安楽川村文書Ⅰ」のみについて述べる。「安楽川村文書Ⅱ」については、66ページからの解題で述べるので、そちらを御参照いただきたい。

5 文書群の特色について（安楽川村文書Ⅰ）

前項で述べた三つのまとまりの内、安楽川村文書ⅠはⅠの「村」に関する文書がほとんどを占める。以下にこの群中で特徴あるものについて簡単な説明を加える。

元村・元地区の運営と文書について

この地域のいわゆる「村」としての運営は、近世の小路・加和村時代から明治一年の元村成立を経て、明治二二年の町村制以降も受け継がれていった。近世高野山領時代には庄屋・年寄が村役人として置かれ村内をまとめていた（近世紀州の村では、藩領村役人は庄屋・肝煎であったが、高野山領では庄屋・年寄であった）。維新後明治五年からは大小区制のもと区内各町村には戸長がおかれた。ただしこれは後の戸長役場下の戸長とは性格が同じではない。文書Ⅺ・Ⅽには当時の戸長・副戸長が登場している。更に明治九年頃からは、村総代も村に置かれたが、これらの役目には従来の村役人であった者が任じられている。明治一二年から一七年までは「村」に「戸長役場」がおかれ、行政支配の末端で「役場」と村民の「戸長」が「村」にかなり関与し

ていた。その後「村」が安楽川村の一大字となつてからも、行政区画上の村の中で大字の「村」はそれまでとおなじようになつて存在した。例えば大字の費用・会計関係の文書は、明治二二年以降も大字の総代や区長によつて作成され、評議員・協議員により大字内の運営等にかんする協議もおこなわれていた。また、明治一四（一八八一）年から昭和一〇（一九三五）年代まで同じように続けられた「貸麦制度」（後述）もある。このようにこの文書群にはいわゆる「村」としてうけつがれた区有文書的性格のものと、戸長役場や村役場の文書が混在している。

元村村会について

明治一二（一八七九）年「区会・町村会規則」が布達されたのをうけて、各地で区・町村会が開設されたが、当時市場村と組合村（二村一戸長役場）であった元村でも、同年八月一七日に一村単独で第一期（回）村会が開会した。この文書群には、この第一期村会から明治一六年の第五期（回）までの村会史料が残っている（文書12～40）。年度によつて現存史料にばらつきはあるものの、村会議日誌や議案・議案総体説明・議決報告・開申などが残り、毎年の村会でのような議題がどのように話し合われ、決められたのかがわかる。当時の村会議案は地方税の村民への賦課割、道路や井路の修繕・営繕費、小学校費、役場経費、凶荒・衛生予備費関係などで、主に予算の配分と賦課関係であった（表3）。

また、当時村会議員が誰であったのかが、これらの文書からわかる（表4）。「元村・市場村会規則」（文書17・明治一三年）によるとこの村の選挙人・被選挙人資格は、満二〇以上の男子で戸主、本籍を村内に有し村に地租を納める者だけである。しかし現実には定員一三人の議員のほとんどが、近世に庄屋・年寄など村役人を務めていた

表4 元村村会議員一覧表（明治12年～同16年まで）

議員名	議員在職年	明治12年の等級	維新前後の家柄・備考*
片山 善四郎	M12・13・14・15・16	三等ノ下	小路村庄屋、地土、大原村戸長
永長 伊助	M12・13・15・16	六等ノ上	不明
山人 清左衛門	M12・13・16	六等ノ下	不明
平野 善次	M12・13・14・15	四等ノ上	不明
津田 雄三郎	M12・13・14	二等ノ下	地土、津田正朔の父
林 伊右衛門	M12・13・15・16	三等ノ下	地土(※)
田中 尊左衛門	M12・13・14・15・16	三等ノ上	地土
森崎 弥之助	M12・13・14・15・16	四等ノ上	不明
片山 嘉兵衛	M12・13・14・15・16	三等ノ上	不明
柳本 重次郎	M12・13・14・15・16	三等ノ下	賀和村年寄、地土(※)
田中 慎一郎	M12・13・14・15・16	二等ノ上	地土(※)
岩田 市兵衛	M12・13・15・16	五等ノ上	地土(※)
乾 直輔	M12・13・14・15・16	六等ノ下	賀和村年寄(※)、地土(※)、村用掛
林 幸之進	M14	四等ノ下	地土、小路村副戸長
山本 善造	M14	四等ノ上	不明
永長三左衛門	M14	四等ノ上	小路村年寄
林 謙之輔	M14・15・16	二等ノ下	賀和村庄屋、地土、M13番外議員
田端 官次郎	M15・16	五等ノ下	不明

○印=その年の議長、□印=同副議長（但し明治16年は不明）

*印の項は「安楽川村郷土誌」・那賀郡元村文書による。

この表中「地土」には地土の他苗字帯刀人も含む。

M=明治

表3 議案一覧（明治12年～明治16年）

年度	議案	年度	議案
明治12年 (会期 8/17 ～23)	第一条 地方税の内地区割規則 (260円75銭1厘) 第二条 地方税の内戸数割規則 (51円4銭2厘) 第三条 河溝堤防道路橋梁用水路井堰灌漑池修繕費予算 第四条 公立小学校費予算 第五条 村社寺修繕費及祭典其他一付限り支弁すべき経費(村惣代給及臨時雇人日当村小使給定額)額予算 第六条 戸長役場経費予算 第七条 協議費取立期限 第八条 村中共有物貸付及保存方法 建議案 村中共有物及諸帳簿等監守係り設置 建議案 諸興業禁止・賦課金	明治14年 (会期 7/12 ～16)	甲第一号 地方税の内地区割規則(350円44銭4厘) 甲第二号 地方税の内戸数割規則(63円66銭5厘) 甲第三号 衛生諸費予算 甲第四号 村会諸費予算 甲第五号 公立加和小学校費 諮問議案乙第一号 戸長役場経費 乙第二号 土木ノ件(付 荒川井二間スル構件) 乙第三号 畦畔丈量ノ件
明治13年 (会期 8/26 ～30)	甲第一号 地方税の内地区割規則(204円17銭9厘) 甲第二号 地方税の内戸数割規則(46円6銭8厘) 甲第三号 道路橋梁用水路及大溝係り共諸費予算 甲第四号 戸長役場経費 甲第五号 村会諸費 甲第六号 公立加和小学校費 諮問議案乙第一号 流行病予防費 乙第二号 凶荒予備費 建議案 諸興業賦課金	明治15年 (会期 8/15・16)	甲第一号 地方税の内地区割規則(317円27銭7厘)他に協議費係34円7厘) 甲第二号 地方税の内戸数割規則(63円54銭4厘)他に協議費係14円85銭7厘) 甲第三号 衛生予備諸額 公立加和小学校費 新任戸長以下給料及職務取扱費賦課法
		明治16年 (会期 7/10・11)	甲第一号 地方税の内地区割規則(金額不明) 甲第二号 地方税の内戸数割規則(金額不明) 甲第三号 公立加和小学校費 甲第四号 衛生予備諸額 号外建議案 興業望者賦金につき

表5 年々貸麦取立軒数と取集金

年 名	軒数	総計金(取集のみ)	備 考
明治14年(名簿)	116		最高 麦1石8斗4升(1人)
明治18年	98	7円55銭2厘	3円85銭8厘と2石2斗6升6合(1石に附2円87銭1厘)
明治20年	39	3円69銭7厘	1石2斗4升8合(金2円50銭9厘)と57銭2厘
明治22年(取立帳)	100		
同 上(取附帳)	61	7円45銭9厘	5石2斗2升9合
明治25年	32+10		2石1斗8升と1円63銭8厘
明治26年	37	7円79銭4厘	2石5斗7升8合
明治28年	94	記入なし	
明治32年	46	16円36銭	1石9斗6升2合(1石4円)と4円34銭・麦元返済6斗と4斗4升3合
明治33年	44	13円94銭	1石5斗1升(石4円85銭かへ)と6円61銭7厘
明治34年	43	13円18銭5厘	1石3斗7合(石に4円60銭かへ)と7円17銭3厘
明治35年	42	16円64銭7厘	1石2斗7升3合(石6円20銭かへ)と8円77銭3厘
明治36年	37	16円99銭2厘	
明治37年	45	12円78銭8厘	
明治39年	38	14円45銭5厘	
明治40年	36	14円27銭6厘	他に追加あり
明治41年	41	21円72銭9厘	
明治42年	39	13円46銭5厘	麦4斗4升8合と12円98銭5厘と48銭
明治43年	39		麦1石2斗8升8合と12円59銭
明治44年	42	27円10銭5厘	
明治44年(原簿)	66		
明治45年	38	29円91銭5厘	
大正3年	43	24円23銭5厘	
大正4年	39	13円20銭	麦1石3斗2升(石に5円30銭)と金7円
大正5年	38	11円29銭	
大正6年	40	18円49銭	麦3升(金30銭)と18円19銭
大正7年	38	33円18銭	麦8斗8升6合(石に15円)と19円89銭
大正8年	38	44円58銭	
大正9年	39	27円67銭	
大正11年	35	38円97銭	
大正12年	32	38円54銭	
大正15年	36+a	30円36銭	
昭和4年	40	29円40銭	
昭和10年	35	11円7銭	麦4斗3升(4円73円)と6円39銭

貸麦制度

貸麦(米)制度は、元々救恤として村もしくは支配者が窮民に麦や米を貸し与える制度であった。しかし時代の変化とともにその性格も

家の者や、苗字帯刀を認められていた者、地域の土豪的な身分を紀州藩に認められていた「地土」であった者などいずれも近世からの有力者の家出身者で資産家であった。

ここに残る村会文書は、近代になってはじめて村会が開設された時期の(二村組合→一村一戸長役場時代)もののみで、戸長役場制度が大きく変わる明治一七年以降のものはない。そのため九ヶ村(聯合)戸長役場における「村」がどのようなものであったのかよくわからないのが残念である。ただ、明治一七年→同二〇年の元村の協議費賦課帳が(文書49→57)あるので、「村」(費)の一端を知ることができる。

変わり、ここに文書が残る明治期元村では救恤的性格を残しながらも、一方で村費収入の一部としてこの制度が利用されていた(文書153→186)。元村では、共有財産の内から村民に麦を貸し与えてそれを元金とし、利子を毎年徴収して、余剰金を村費の一部として道路普請代や小学校費などの不足費用負担、村の普請などの日用雇い日当などに使っていた。文書中の貸麦原簿には村会議員など有力者の名も見え、この利足金利用については文書18ほかの村会文書中にも見られることから、「村」として公然とおこなわれていた制度であったことがわかる。

この貸麦関係文書は明治一四年分(文書153)から残るが、元村時代は勿論「村」が「大字」になってからも、それまで通り受け継がれていく。ここに残る一番最後の記述は、昭和一九年八月(文書173)である。昭和一〇年代には時節柄この制度の意義も薄らぎ、加入者も減少していき、恐らく第二次世界大戦終結によって、新体制のもと従来の

いわゆる「村」的組織も新しくなり、おこなわれなくなったのであらう。

ところで、元村では利子の徴収は毎年旧暦の六月七日頃に村惣代がおこなっていた。「大字元」となった後も区長がおこなっていた。利子・元麦（金）とも麦で計算し、麦またはお金に換算した現金で納められたが、現金納入者の方が多かった。明治一四年現在の利子支払い者のべ一六人、内毎年四〇〜五〇人ほどが利子を支払ったり、新たに借りたりしている。貸麦人利子取立帳は昭和一〇年分までしかないが、明治四四年の貸麦原簿（文書173）を見ると、ほとんどの加入者が昭和一八年までに元利とも返済している。（表5参照）

このような制度がここまですべて残っているのは近隣でもこの村だけのものである。

6 目録上の項目編成について

安楽川村文書Ⅰの目録は、内容により以下の項目に分類して掲載した。なお、一文書でも複数の項目に関係する文書は、複数項目それぞれに掲載している（一部欄外に注釈のみ加えた分もある）。

明治五年以前文書

（小路村 賀和村）

宗旨人別送り（明治3）八点。加和村や同村阿弥陀寺あてのもの。

この文書中の出島村とは加和村のことである。

小入用（明治5）一点。小路村の西・東入を記している。

近現代村文書

（明治五年五月以降）

一、元村・同地区関係文書（小路村・賀和村含む。いわゆる「村」）

①戸籍（明治8）一点。一綴中に送籍届が三三件分ある。

②土地（地租改正・丈量入費・共有地を含む）（明治6〜同22）

四七点。地主惣代と戸長から和歌山県知事松本鼎あての明治一八年〜二〇年の地目組み換え願い関係文書が多い。これは明治八年の地租改正時の地目誤記や脱落地地について地目組換え地価取調表等からなる。これに関連して、同一八・一九年の那賀郡元村地押調査委員による地押調査量地記も数冊ある。

③税

戸数割賦課（明治12〜同18）六点。村内各戸を資産等により等級を付けて分け、それぞれの等級ごとに納める税金をきめている。毎年等級も税の金額も変わる。当時それを村会で決定していたので、村会史料中にこの文書が含まれることが多い。

賦課・納（明治6〜同16）二点。明治一二年以降は地方税と協議費の賦課帳となっているが、これは明治一一年の三新法以降「各町村限及区限ノ入費ハ其区内ノ人民ノ協議ニ任せ地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニアラス」と定められ、区町村の財政である協議費は、県財政と明確に分離されたことによる。

④村会（明治12〜同16）二九点。三新法制定後はじめて開催された村会から五年分の村会議史料がのこっているのは、大変貴重である。

⑤村費

賦課（明治10〜同19）六点。
明細・決算（明治19〜昭和8）一六点。特に明治三三年以降の収支明細帳は大字の経営を知る上で興味深い。作成者が大字元惣代、同人民総代、同区長と名称が変化

している。

⑥救恤

貸麦(明治14、昭和10)三四点。村費にも関係があるが、制度の性格と文書内容より救恤に分類した。明治一四年から昭和期まで(欠年もあるが)そろっているのは、重要である。この作成者の名称も前項同様の変化が見られる。

軍人家族保護(明治37)一点。軍人家族保護金出渡帳。

⑦水利(井入費・大涌)(明治9、同14)九点。安楽川井堰の井入費は、明治以前は高野寺より普請等の費用が毎年下されていたが、明治になって初めは三等營繕所であったが、その後自普請となった。安楽川井の組合村は段新田・段・市場・加和小路(元)・上野(最上)・調月。この組合村では安楽川普通水利組合を結成し、組合議員を選出して管理や普請などの事業をおこなっていた。明治九年の井入費取集帳には、「旧高巻石ニ付金六錢四厘掛り」とあり、村民に高割りで賦課徴収している。

⑧普請 会所(明治27)一点。

道路(大正3)三点。道路修繕関係。

その他二点。

⑨その他村 評議員・協議員(明治32、同40)二点。

小作請負(明治33)一点。大字共有地につき。

経済(昭和11)一点。「農村の経済更生計画宣言」大字元の評議員と区長が作成している。当時の国の政策を反映したものであろう。

⑩学事 (明治14・同21)三点。内二点は明治一四年の村会に

加和小学の教員竹中より出された建議案で、村会で学事について議すること(教育の質向上のため小学校の合併・学務委員の有給化・生徒の授業料賦課)を嘆願している。

⑪寺社 (明治16・26・27)四点。内三点は三船神社と大字元の氏神住吉社の修復寄付関係。

二、明治17年以前の戸長役場文書(元・市場組合含)

税 三点。市場村に関する文書。

戸長会一点。一綴四通文書で表紙以外は印刷。内容には戸長会開設ノ諮諮問・戸長会規約などがある。規約によると、「本会ハ各自事務上ノ挙否得失ヲ研究スル処ナリ」とあり、具体的には郡内を五、六組に分割し、それぞれの組内戸長が隔月に一度集まり会議をおこなう、というものであった。実際の会議の史料は残っていない。

三、明治17年以降の戸長役場文書(九ヶ村戸長役場)

聯合村会 一点。九ヶ村聯合戸長役場下での村会史料だが、

内容は明治一九年の被予算徴収についてで、戸長役場経費・勸業委員年俸・聯合衛生諸費が各村(この文書では元村)に地価割り・戸別割りにかかる金額の議決。

四、安楽川村役場文書(明治22年) この項目は、該当文書ほとんどが安楽川村文書Ⅱに含まれているので、点数が少ない。

通牒一点。大正三・四年の役場の通牒一綴二一通。役場や村

長から各区長あてにだされている。内容は様々で皇太后大喪についての通牒や安楽川井工事竣成の通牒、良種仲介斡旋の通知、未納税上納につき照会などがある。

税 二点。

復員者調査 二点。第二次世界大戦後米軍司令部指示により村が調査をおこなっている。内一点(文書124)は税金の収納簿の用紙の裏面を利用している。

五、その他文書 一点。安楽川村奨武会規則。この会については、安楽川文書IIの日露戦争期の村長の業務日誌中にも登場するが、ここでは特に他項目とのつながりも無く、一点なので特に項目を立てなかった。

六、伝来・分類不明文書 二点。内文書135番はこの群中では全く異質で、元は他に伝来した文書ではないかと考えられる。

7 文書の整理と状態について

受け入れ時、すでに両文書群共古書店で形態や内容で分けられており、原状はわからない。そのため整理にあたっては、大まかに分類後その中で年代順に並べてからおこなった。なお状態については、安楽川村文書Iはかつて湿気を多く含んでいたか、水をかぶったような形跡があり、水分による皺やインク・スタンプ類の流れや退色が見られる。また、黄色い泥も付着しており、靴の形が付いているものもあった。雨水のかかる崩れた建物に保存されていたのか、あるいは保存されていた建物の解体(?)工事時に水にぬれて発見されたのかもしれない。安楽川村文書IIにはこのような状態の文書は見られない。

なお、一点の文書で複数の項目に属す文書は、複数項目に掲載している(一部欄外に注釈を加えるのみにした部分もある)。また、文書に挟みこまれたりくり付けられた状態のいわゆる枝番・孫番文書は、利用に際しその関連性と伝来を重視する必要からも、親番文書と切り放さずに並べている(ただし、一部例外あり)。

野紙について

安楽川村文書は大部分を近代文書が占めるため、その多くは野紙を用いて作成されている。文書整理時には野紙についても細かくチェックをしているが、この目録作成にあたりそのデータをどこに入れるかということについて、時間が足りず結論を出すことができなかった。

近代文書の中で各役場で作成された野紙の文書は、だいたいその役場名の入った専用箋が利用され、学校や組合等もその専用箋を利用している。その文書がどこの野紙を利用しているかで、その作成者や作成の意味を知る手がかりともなるので、文書を読む上で野紙情報は大切なことである。残念ながらこの目録で一点一点にそのデータを付すことはできなかったが、この文書群でどんな野紙が利用されているかを挙げておく。(なお、ここにあげる文書番号はその一例のみ、全てではない)

「第三大区 小区」用箋II-17(明治7年以降)・「加和学校」用箋II-17・「和歌山県那賀郡役所」用箋II-62・「和歌山県」用箋I-17・「那賀郡市場村外八ヶ村戸長役場」用箋II-72・「那賀郡安楽川村役場」用箋II-81・「安楽川井用紙」II-104・「那賀郡池田村役場」用箋II-106・「津田扶桑園用箋」II-159・「鳥居用箋」II-152・「安楽川尋常高等小学校」用箋II-135・「和歌山地方裁判所用紙」II-189・「安楽川井普通水利組合用箋」I-43

このようにあげると、比較的点数の多い那賀郡元村戸長役場文書に

専用用箋が利用されていないことに気付く。例えば、文書Ⅰ-17の「那賀郡市場・元村村会規則編定伺」では、元・市場村が作成した文書は無名の野紙、それに県からの許可の旨が朱筆で付されている野紙は「和歌山県」用箋（一枚）で、この両紙が一綴にされている。元村戸長役場文書は、この文書群中では全て無名の野紙を利用して作成されている（Ⅰ-13他）。

8 その他文書・参考文献

「明治廿三年度村税徴収元帳 安楽川村役場」一冊（個人蔵・未公開）現所蔵者が平成八年古書店より購入。元は同一群文書か。

「旧那賀郡元村初期村会議史料を読む」鎌田和栄（『和歌山県立文書館紀要』創刊号 平成七年）の中で、安楽川村文書中の村会史料をもうすこし詳しく紹介している。

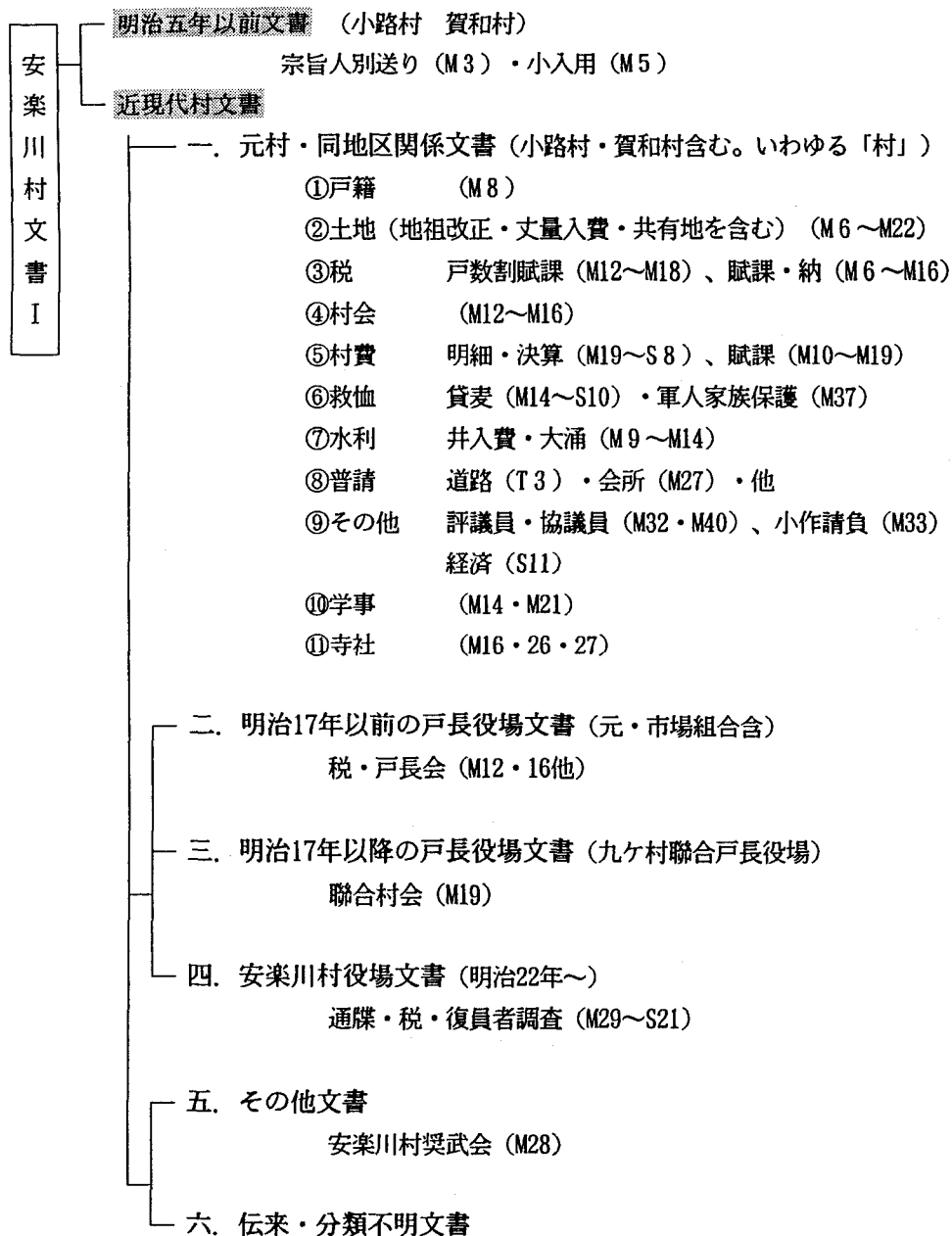
『安楽川村郷土誌』片山竹之助編（一九三〇年、未出版）編者は旧小路村庄屋であり元村村会議員であった片山善四郎の子息であり、当時地域に残っていた様々な文書や記録をもとに執筆されている。この解題執筆にあたっても、多くの部分で参考とした。この「安楽川村文書ⅠⅡ」に属する文書が、この時史料の一部として使われたかどうかは不明。

『桃山町史』桃山町（昭和四七年）

『中世荒川荘現地調査報告書』中世荒川（安楽川）荘の現地調査を東京学芸大学日本中世史研究会が平成二（一九九〇）年よりつづけておられ、すでに数地区については詳細な調査報告書（Ⅰ・Ⅱ）が出ている。また、市場・元地区の調査も既に終了しており、間もなく調査報告書（Ⅲ）も出される予定である。

※ 本目録作成にあたり平成七年十一月に現地調査を実施し、元地区在住の片山庸三氏（明治の元村村会議員片山善四郎家の子孫）・桃山町教育委員会社会教育課課長島淵弘子氏に御協力をいただいた。また、東京学芸大学日本中世史研究会の石原毅氏・中島敬子氏に電話・手紙により同会の調査・研究成果につき、御教示いただいた。文書整理・現地調査・目録作成は鎌田和栄がおこなった。

安楽川村文書 I 項目



{ M…明治
 { T…大正
 { S…昭和

明治五年以前文書

利用番号	標	題	整理番号	年	代	作	成	者	宛	名	形態
4	宗旨送り一札之事	※すえ55才縁付、包紙あり	4	明治3年8月		麻生津中村役人湯浅嘉右衛門・同村薬師寺			荒川村阿弥陀寺・役人衆中	紙	
3	宗旨一札之事	※つね50才縁付、包紙あり	3	明治3年9月		上那賀名手組市場村庄屋土田利輔			高野寺領安楽川庄役人衆中	紙	
9	宗門送り手形	※つね54才縁付、3と同人	9	明治3年9月		那賀郡名手組市場村安養寺			寺領荒川阿弥陀寺	紙	
5	送り一札之事	※ゆきの22才縁付、包紙あり	5	明治3年9月		名手組西之山村庄屋久兵衛・同村地藏寺			荒川出嶋役人衆中	紙	
6	宗門送り一札之事	※さよ57才縁付、包紙あり	6	明治3年9月		下井坂村庄屋代義兵衛・同村旦那寺実報寺			荒川出嶋村役人衆中	紙	
7	宗旨人別送り一札之事	※いし38才縁付、包紙あり	7	明治3年9月		野田原上村三宝寺・同村庄屋岩右衛門			安楽川庄河村阿弥陀寺・同村庄屋役人衆中	紙	
8	宗旨人別送一札之事	※りえ32才縁付、包紙あり	8	明治3年9月		脇谷村脇谷寺・庄屋重左衛門・年寄新右衛門			かわむら阿弥陀寺・役人衆中	紙	
10	宗旨送り一札之事	※はる36才縁付	10	明治3年9月		遠方村庄屋田中勘右衛門・同村圓福寺			安楽川組河村役人中・同村阿弥陀寺	紙	
102	壬申年小入用帳（小路西入・同東入）		102	壬申（明治5）年							帳

近現代文書

一、元村・同地区関係文書（小路・加和村含む。「村」文書）

①戸籍

11	〔送籍届綴〕	※縁付・出稼・養子・移住他33件	11	明治8年	(小区長他)	第三大区五小区(各村)正副戸長	綴
----	--------	------------------	----	------	--------	-----------------	---

②土地

106	那賀郡小路村本畑悪地年賦極帳扣	明治6年6月	小路村戸長片山善四郎・副戸長田端・(奥書)第三大区五小区副区長松山管吾	縦帳
74	改正入費取附帳 ※地租改正関係か	(明治)9年9月23日		横帳
101	田畑宅地書入承認帳(地処建家売渡承認ニ付) ※明治37年に17枚廃棄に付現状2枚のみ ※各項に「いぬる」の朱印押印	明治13年3月(表紙は明治12年1月)	那賀郡元村戸長役場	縦帳
120	明治十四年畦畔岸丈量入費賦課帳・同年下半季大涌割賦課帳 ※各地の図入	明治14年		横帳
75	地押調査量地記	明治18年10月	元村地主惣代片山善四郎・田中慎一郎・乾直輔・林謙之輔	横半
76	地押調査変換地・畦畔廃除増反別・開墾地(ニ付)量地記	明治18年10月	元村地主惣代片山善四郎・田中慎一郎・乾直輔・林謙之輔	横半
77	地押一筆限書抜帳扣	明治19年11月	那賀郡元村地押調査委員	横半
78	〔地押調査量地記〕 75の一連文書			横半
79	〔地押調査量地記〕 75の一連文書			横半
80	〔地押調査量地記〕 75の一連文書			横半
81	〔地押調査量地記〕 75の一連文書			横半
82	契証(地押調査の結果畑地にての田作不法ニ付) ※一綴8通	明治19年12月19日 31日	那賀郡元村他地主8名	地押調査委員 綴

130	99	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83
墓地ノ内開墾願副申	記（県収税係へ渡す土地関係書類名書上）	地価更訂ニ付開申書扣（明治八年地租改正の際誤記ニ付）	分合筆書抜（正）	〔地価変換ニ付分合筆・地押関係書類〕	〔脱落地編入ニ付野取絵図面〕	脱落地民有地ニ御編入願	脱落地民有地ニ御編入願	那賀郡元村畦畔廢除地目組換地価取調表	那賀郡元村畦畔廢除地目組換地価取調表	那賀郡元村畦畔廢除地目組換地価取調表	那賀郡元村畦畔廢除地目組換地価取調表	野取絵図面（元村脱落地）	那賀郡元村脱落地々位等級地価取調表扣
※一綴4点の内	※明治21年3月6日に渡す	※内容3件	※破損、92番に同内容あり				※綴り帳、内容5件	※83と同文、所々切除	※83と同文	※83と同文	※83と同書式	※一綴2点の下	※一綴2点の上
130-1	99	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	83-2	83-1
明治19年11月11日	明治（21年3月）	明治20年6月20日		明治20年4月13日他	明治20年4月13日	明治20年4月	明治20年4月	明治20年4月	明治20年4月	明治20年4月	明治20年4月	明治20年4月13日	明治20年4月
元村地主惣代片山善四郎・乾直輔・田中慎一郎・林謙之輔・戸長奥静夫		元村地主惣代片山善四郎・田中専左衛門・森崎弥之助・乾直輔・林謙之輔	那賀郡元村	那賀郡元村	直輔 山善四郎・田中慎一郎・乾直輔	神田村持主磯幸七、隣地主竹中重太郎・乾直輔・戸長津田善四郎・乾直輔・戸長津田元村地主惣代林謙之輔・片山善四郎・田中慎一郎・乾直輔	持主、隣地主、元村地押惣代片山善四郎・乾直輔・元村戸長津田俊二	直輔・戸長津田俊二	山善四郎・田中慎一郎・乾直輔・戸長津田俊二	直輔・戸長津田俊二	山善四郎・田中慎一郎・乾直輔・戸長津田俊二	直輔・戸長津田俊二	右主惣代田中慎一郎・林伊右衛門・地押惣代片山善四郎・乾直輔・戸長津田俊二
和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎			和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎
綴一通	綴一通	綴一通	一紙	綴一通	綴一通	一紙	綴一通	綴一通	綴一通	綴一通	綴一通	綴一通	綴一通

98	100	97	95	96	73	134	133	132	131	130	130	130
手入ノ事（地押・土地関係書類中） ※裏に「地押ニ用タル帳」とあり	〔字別土地等級・反別・地価書上帳〕 ※字は全て元地区	副申（明治廿年四月廿五日進達扣）・那賀郡元村土地台帳総計表訂正願	地種誤謬更正願 ※離形	誤謬訂正ノ廉（覚書） ※朱筆	元村共有財産処分分法同 ※県令第15号達により安楽川村と成る為、元村共有財産は従来通の旨・同文2通一綴	那賀郡元村開墾願地々価取調表 ※132―1と一綴3点の内	野取絵図面 ※132―1と一綴3点の内	開墾願書 ※一綴3点の内、内容4件	地種組換願（墓地内田畑開墾ニ付） ※内容3件	那賀郡元村開墾願地々価取調表 ※130―1と一綴4点の内	那賀郡元村開墾願地見取図 ※130―1と一綴4点の内	墓地内廃寺跡開墾願 ※130―1と一綴4点の内
98	100	97	95	96	73	132―3	132―2	132―1	131	130―4	130―3	130―2
		明治22年4月25日		明治22年4月23日	明治22年3月13日	明治20年4月13日	明治20年4月13日	明治20年4月13日	明治20年4月13日	明治19年11月10日	（明治19年11月）	明治19年11月10日
		那賀郡安楽川村大字元地主惣代田中雄一			次郎・森崎弥之助・林伊右衛門・岩田源次郎・田中重治	直輔・山善四郎・田中慎一郎・乾片	直輔・山善四郎・田中慎一郎・乾片	那賀郡元村	那賀郡元村	二村総代西泰助・戸長津田俊	元村総代田中慎一郎・市場村惣代西泰助	元村総代田中慎一郎・市場村惣代西泰助・段新田村隣地主・戸長奥静夫
		那賀郡長中西光三郎				和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎	和歌山県知事松本鼎		和歌山県知事松本鼎
一紙	堅帳	綴	綴	一紙	綴	綴	堅帳	堅帳	堅帳	綴一通	綴一通	綴一通

110	109	108	107	121	105	104	103	52	54	40	39	23	16
明治九年分地価懸り取集帳	旧仮納貢租引出シ帳	租税取立帳	租税取立帳	拾円以上証印税扣(元・市場・神田・上野・調月・添田・久保・西ノ村) ※105番と同内容部分あり	証印税調帳 ※綴紐欠	大方租税帳	米方租税帳	明治十八年上半年戸数割表 ※5011・12(一)⑤(一)の綴間に挟み込み、破損	明治十八年下半年戸数割表村扣 ※5311(一)⑤(一)に綴付	(村会) 戸数割表議決	明治十六年通常村会戸数割表議決 ※大表、付箋多数	戸数等級帳	明治十二年度元村戸数等級賦課法 ※計167名分
110	109	108	107	121	105	104	103	50 —3	53 —2	40	39	23	16
明治9年	明治8年	明治7年12月	明治7年12月	(明治前期)	明治6年11月	明治6年	明治6年	明治18年	明治18年		明治16年	明治13年9月	明治12年
加和小路邸		加和村	小路西組			小路邸西	小路邸(西)			(那賀郡元村)	(那賀郡元村)		(那賀郡元村)
横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	一 紙	一 紙	表	表	縦 帳	綴

129	128	127	126	119	118	48	47	46	45	114	113	112	111
〔租税書上〕 ※128と同形式、字別、繰り紐欠、横帳サイズ紙一括	〔租税書上〕 ※129と同形式	〔地価懸り書上〕 ※表紙欠	元村地価懸不納記	〔地方税地価懸り日計簿〕 ※表紙破損	第三期地方税地価懸り日計簿	明治十二年下半年分地方税及協議費賦課帳	明治十二年度地方税及協議費賦課帳	明治十二年（～十五年）地方税協議費上（下）半年分賦課帳 ※内容6件	明治十二年上半年地方税及協議費賦課帳	明治十年仮米納帳	明治十年年度割戸数掛り収集帳	明治九年第二期前納取附	明治九年第二期納之内半額借入之控
129	128	127	126	119	118	48	47	46	45	114	113	112	111
				（10月22日～24日）	明治12年12月11日～15日	明治13年1月17日	明治12年8月25日	明治12年～15年	明治12年	明治11年1月25日	明治10年	明治10年4月25日～	（明治）10年2月
		（津田押印）	（津田押印）	（那賀郡元村）	那賀郡元村	那賀郡元村	那賀郡元村	那賀郡元村	那賀郡元村	五小区加和小路村（室溪押印）	加和小路邸	加和小路村	加和小路邸
横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳

④村 会

12	22	24	23	21	19	20	18	17	16	15	13	14
明治十二・十三年度元村々会議帳簿受渡目録	(村会議決) 開申 ※内容四点	(明治十三年) 元村々会議員出席表 ※破損	戸数等級帳	那賀郡元村々会決議	元村村会議日誌	那賀郡元村々会議按総体説明	(明治十二年度) 村会議按総体	那賀郡市場・元村村会規則編定伺	明治十二年度元村戸数等級賦課法 ※計167名分	[那賀郡元村会議決之條件開申并修正議案]	明治十二年度元村会議日誌	那賀郡元村々会議案総体説明書
12	22	24	23	21	19	20	18	17	16	15	13	14
明治十四年7月12日	明治十三年10月1日	明治十三年9月	明治十三年9月	明治十三年9月	明治十三年9月30日	明治十三年9月22日	明治十二年8月13日	明治十三年7月14日	明治十二年	明治十二年8月	明治十二年	明治十二年8月
旧議長片山善四郎	元村村会議長片山善四郎	(那賀郡元村)		元村村会議員片山善四郎以下12名	那賀郡元村	那賀郡元村戸長津田作之丞	(那賀郡元村村会)	那賀郡市場・元村戸長役場、(奥書) 郡長菅沼政経	(那賀郡元村)	那賀郡元村	那賀郡元村	(那賀郡元村)
	戸長津田作之丞							和歌山県令神山郡廉				
一紙	綴	一紙	縦帳	綴	縦帳	綴	綴	綴	綴	綴	縦帳	綴

36	35	37	30	34	33	32	29	26	31	25	44	27	28
(明治十五年度) 那賀郡元村々会議決報告	明治十五年元村々会議決按(并決議書)	(明治十五年度) 那賀郡元村々會議案総体説明書	明治十四年元村々會議員出席表	(村会) 欠席届	那賀郡荒川元村々會議決報告	(村會議決) 開申	明治十四年元村々會議決按(并決議書)	那賀郡元村々會議決按	村会延期届	(明治十四年度) 元村々会日誌	〔村会にて学事を議する旨嘆願書〕	建議案(学校教育関係)	第三期通常村會議決按
※破損	※破損			※内容4点	※第一表、第三表	※内容3点	※最後に7月24日戸長認可の旨あり		※最後に戸長津田作之丞が認可の旨書			※44番と同筆跡	
36	35	37	30	34	33	32	29	26	31	25	44	27	28
明治15年	明治15年	明治15年8月	明治14年	明治14年7月13日・15日	明治14年7月16日	明治14年7月17日	明治14年	明治14年7月	明治14年7月14日	明治14年7月	(明治) 14年7月12日	明治14年7月	明治14年
	元村村會議員林謙之輔他12名	那賀郡元村役場		次郎・田中専左衛門・柳本重三郎(各紙一名ずつ)	(安楽川元村)	元村村會議長林謙之輔	元村村會議員林謙之輔他12名	(那賀郡元村)	那賀郡元村々會議長林謙之輔	(那賀郡元村)	加和小学在勤竹中重威		那賀郡元村
		議長林謙之輔		村会幹事		戸長津田作之丞	戸長津田作之丞		戸長津田作之丞		村會議員各位		
綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴	綴

58	71	57	56	55	53	51	50	49	115
明治参拾参年度収入支出勘定明細帳	〔明治十八年より廿一年迄の村費他取替金覚書〕	明治廿年度上下実費勘定帳	明治十九年下半年決算帳 ※3月5月12月精算	明治十九年上半年村費賦課帳	明治十八年下半年分村費賦課帳 ※53-2は-1③へ	明治十八年上半年分村費賦課帳 ※2冊一綴の内下、破損 50-3は-1③へ	明治十八年上半年村費賦課帳 ※2冊一綴の内上、破損 50-3は-1③へ	明治十七年下半年協議費賦課帳	〔明治十・十一年分区村費賦課金記載簿〕 ※明治10・11年
58	71	57	56	55	53-1	50-2	50-1	49	115
明治33年	明治21年7月9日	明治20年	明治19年	明治19	明治18年	明治18年	明治18年	明治18年1月24日	明治10・11年
大字元惣代	元村田中慎一郎		那賀郡元村	那賀郡元村	那賀郡元村	那賀郡元村		那賀郡元村	五小区老番組村会議所
	元村村会議員中								加和小路村用係田中慎一郎
横 帳	綴	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳

⑤村 費

40	39	38
(村会) 戸数割表議決	明治十六年通常村会戸数割表議決 ※大表、付箋多数	明治十六年元村々会決議按(并決議書)
40	39	38
	明治16年	明治16年7月11日
(那賀郡元村)	(那賀郡元村)	元村村会議長田中慎一郎他 議員12名
一 紙	一 紙	豎 帳

⑥救 恤

※村費については、これ以外に――④の村会文書（54ページ）にも、予算に関する記述があるので、そちらも御参照いただきたい。

72	70	69	68	67	66	65	64	62	63	60	59
〔田中慎一郎一件ニ付集会その他費用控帳〕	支出之部内訳（元村関係）	支出支入明細帳	総決算帳（大字元）	大字元支出明細帳	大字元支出支入明細帳	諸費受渡シ扣	引継ギ勘録帳	明治参拾七年度収入支出明細帳	明治三拾七年度収入支出明細帳	明治参拾五年度収入支出勘定明細帳	明治参拾四年度収入支出勘定明細帳
※前欠	※繰紐欠						※共有金・収支他				
72	70	69	68	67	66	65	64	62	63	60	59
明治21年12月 同22年4月29日	昭和7・8年	大正13年4月	大正13年3月	大正12年4月	明治45年4月	明治44年4月	明治39年2月	（明治37年）	明治37年	明治35年	明治34年
		大字元区長田中雄三	森崎輝一郎	区長森崎輝一郎	大字元区長田中雄三	大字元人民惣代赤阪徳太郎	（大字元か）	安楽川村大字元人民惣代	大字元惣代永長帛市		
横 帳	綴	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	縦 帳	横 帳	横 帳

166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153
貸麦利支取附帳	貸麦利支取附帳	貸麦利支取附帳	貸麦利支取付帳	貸麦利支取付帳	貸麦利子取付帳	麦貸附帳	貸麦利子取附帳	貸麦利子取附帳	貸麦利子取附帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取附帳	貸麦利子集取付帳	貸麦人名簿
									※二冊合冊の下	※二冊合冊の上	※日付は旧暦6月7日		※破損
166	165	164	163	162	161	160	159	158	156 -2	156 -1	155	154	153
明治37年 (旧)6月7日	明治36年旧 6月7日	明治35年 (旧)6月7日	明治34年旧 6月7日	明治33年旧 6月7日	明治32年旧 6月5日	明治28年 6月7日	明治26年 6月7日	明治25年 6月7日	明治22年旧 6月14日	明治22年旧 6月14日	明治20年 7月27日	明治18年 7月18日	明治14年 7月
大字元	大字元	大字元惣代	大字元	大字元	大字元人民惣代永長房太郎	大字元	大字元	大字元	那賀郡安楽川村大字元	那賀郡安楽川村大字元	那賀郡元村	那賀郡元村	那賀郡荒川元村
横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	豎 帳

180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167
貸麦利子取立帳	貸麦利子取附帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦原簿	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳
180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167
大正8年7月6日	大正7年7月3日	大正6年7月3日	大正5年7月8日	大正4年7月8日	大正3年7月7日	明治45年7月7日	明治44年 (昭和19年)	明治44年7月7日	明治43年7月14日	明治42年旧6月7日	明治41年旧6月7日	明治40年6月7日	明治39年旧5月17日
大字元	大字元	大字元区长	大字元区长	大字元区长	大字元区长	大字元	大字元	安楽川村大字元人民惣代	安楽川村大字元人民惣代	大字元人民惣代	大字元人民惣代	大字元人民惣代	大字元人民惣代
横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	竖 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳

149	148	146	145	144	143
明治十年大涌割	明治十年分大涌懸り取附	明治九年井入費取集帳（入作神田村分）	明治九年井入費取集帳（入作神田村分）	明治九年井入費取集帳（上野町分）	明治九年井入費取集帳
149	148	146	145	144	143
明治10年	明治10年	明治9年	明治9年	明治9年	明治9年
第三大区五小区加和小路邸	かわ小路村	加和小路村		加和小路村	加和小路村
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳

⑦ 水 利

61	186	185	184	183	182	181
軍人家族保護金出渡帳	貸麦利子取立帳	御貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳	貸麦利子取立帳
61	186	185	184	183	182	181
明治37年3月21日	昭和10年7月16日	昭和4年7月13日	大正15年7月12日	大正12年7月23日	大正11年7月10日	大正9年
大字元惣代永長帛市	大字元区長林久太郎	区長原磯兵衛	大字元区長	大字元区長	大字元	大字元
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳

※インク書部分判読難

136	41			
土地小作請負契約証書扣	重要事件摘抹（村政ニ付）			
※両大字共有地畑1反8畝、1年1円60銭	※協議員改正・帳面貸覧他			
136	41			
明治33年4月21日	（明治32年3月他）			
証人森崎弥之助	大字元小作人永長伊助、保			
大字市場村惣代永長房太郎				
一紙横帳				

⑨その他

142	141	140	139	138	137
〔普請貸銀請取覚帳〕	〔普請人夫控帳〕	大字元・市場廟所道路修繕人夫控	道路修繕人夫控帳	大字元道路修繕（帳）	会所修繕帳
142	141	140	139	138	137
		大正3年10月	大正3年9月	大正3年3月10日	明治27年3月
		大字元・市場		（大字元）	大字元
横帳	横帳	縦帳	横帳	横帳	横帳

⑧普請

147	120	151	150
井掛り反別帳（五ヶ村分）	明治十四年畦畔岸丈量入費賦課帳・同年下半季大涌割賦課帳	元村領字姫本伏樋朽ニ付宮繕費用諸掛り反別賦課帳	柘榴川筋營繕所浚協議費賦課（元村分）
152	120	151	150
	明治14年	明治13年7月7日	明治13年5月
			那賀郡元村戸長役場
横帳	横帳	横帳	横帳

188	42
〔農村の経済更生計画宣誓〕	大字元評議員人名簿
昭和11年	明治40年2月
安楽川元村大字元垣内代表者評議員永長善右衛門他8名、大字元区长松本秀一郎	
縦帳	横帳

⑩学 事

193	44	27
元村・市場聯合荒河学校諸費支払帳	〔村会にて学事を議する旨嘆願書〕 ※一④参照	建議案（学校教育関係） ※44番と同一筆跡、一④参照
明治21年6月～	（明治）14年7月	明治14年7月
	加和小学在勤竹中重威	
横帳	綴	綴

⑪寺 社

192	191	190	189
住吉社修繕費追加寄附書及人別取集金扣	三船神社修覆勘録記	三船神社修覆寄附人名簿	庄割神ノ田ノ原野入費割帳（明治13年分）
192	191	190	189
28・29年	明治27年11月	明治26年5月	明治14年1月8日
	大字元	大字元周旋係り	元村
横帳	横帳	縦帳	横帳

二、明治一七年以前の戸長役場文書（元・市場組合倉）

116	122
第貳期地方税地価懸り日計簿	第三期地方税（書上勘定） ※横帳用紙
116	122
明治12年10月22日 ～25日	
那賀郡市場村	元村・市場村、（津田押印）
横帳	綴

117	第三期地方税地価懸日計簿	明治12年12月11日 15日	那賀郡市場村	帳
1	戸長会ニ関係之書類 ² 疊込 ※内容4件、印刷	明治16年1月	(表紙)那賀郡元村戸長役 場(内容は那賀郡役所・郡 長松山他)	綴

三、明治一七年以降の戸長役場文書(九ヶ村聯合戸長役場)

2	那賀郡市場村外八ヶ村聯合村会議決 ※予算	明治19年		綴
---	-------------------------	-------	--	---

四、安楽川村役場文書(明治二二年以降)

43	〔安楽川村役場通牒一括〕 ※一綴21通	大正3・4年	安楽川村役場、管理村長	各区长	綴
123	明治二十九年營業名及課税標準届 ※雛形	明治29年		大阪税務管理局長山形脩人	一紙
124	宅地租・營業收益税收納簿(第一期分) ※部分、インク書	10年7月 11年2月	安楽川村		三丁
124	復員者調査表(軍人及軍属) ※三枚、印刷	昭和21年3月末日			一紙
125	復員者調査ノ件依頼 ※124-1に挟込み、米軍司令部指示による	昭和21年4月2日	安楽川村長	各大字区长	一紙

五、その他文書

187	安楽川村奨武会規則	明治28年11月3日 (確定可決)	安楽川村奨武会	帳
-----	-----------	----------------------	---------	---

六、伝来・分類不明文書

135	小作証文之事 ※一銭印紙貼付、虫損	明治13年4月	野郡宮島村益永藤吉	小松武造	一紙
-----	----------------------	---------	-----------	------	----

152	記（松他代金寛）			
		※破損		
152	（近代）			
	佐竹銀次郎			
	□戸仙太郎			
断	簡			